

佐倉市、酒々井町清掃組合告示第5号

令和2年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年10月12日

佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 西 田 三 十 五

1. 期 日 令和2年10月19日（月）午後1時30分開会
2. 場 所 佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター  
管理棟2階大会議室

○令和2年10月19日

○現在議員5名で次のとおり

議長	久	野	妙	子
副議長	内	海	和	雄
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

令和2年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会

○議事日程

令和2年10月19日（月曜日）午後1時32分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案の上程  
議案第1号から議案第4号まで、提案理由の説明、質疑、討論、採決  
日程第 4 発議案の上程  
発議案1号、提案理由の説明、質疑、討論、採決
- 

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 開議の宣告
3. 諸般の報告
4. 会議録署名議員の指名
5. 会期の決定
6. 議案の上程  
議案第1号から議案第4号まで
7. 提案理由の説明  
議案第1号から議案第4号まで
8. 議案第1号から議案第4号まで、質疑、討論、採決
9. 発議案の上程  
発議案第1号
10. 提案理由の説明  
発議案第1号
11. 発議案第1号、質疑、討論、採決
12. 閉 会

○出席議員（4名）

議長	久	野	妙	子
1番	須	藤	伸	次
3番	山	本	英	司
4番	平	野	裕	子

---

○欠席議員（1名）

副議長	内	海	和	雄
-----	---	---	---	---

---

○執行部

管理者	西	田	三	十	五
副管理者	小	坂	泰	久	

---

○説明のため出席した者の職氏名

事務局長	宮	本	和	宏
総務課長	坂	上	雅	敏
会計管理者	間	野	昭	代

---

○議会事務局出席職員氏名

総務課 人事給与係長	櫻	井	江	里	佳
---------------	---	---	---	---	---

---

○連絡員

施設管理課 課長補佐	荒	川	修	
施設管理課 施設係長	上	田	圭	二
総務課 査査課補	秋	葉	瞳	

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 1時31分)

○議長（久野妙子） ただいまの出席議員は4人であります。

したがって、令和2年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

なお、今期定例会において清掃組合の映像取材を許可しておりますので、ご了承願います。

また、ご発言は着席のままをお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎諸般の報告

○議長（久野妙子） 日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（久野妙子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第68条の規定により、山本英司議員、平野裕子議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（久野妙子） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

◎議案の上程

○議長（久野妙子） 日程第3、議案の上程を行います。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。

---

◎議案第1号～議案第4号の提案理由の説明、質疑、討論、採決

○議長（久野妙子） 提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（西田三十五） 座って失礼させていただきます。改めまして皆様こんにちは。管理者であります佐倉市長の西田三十五でございます。

本日、佐倉市、酒々井町清掃組合議会10月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。ただいまから、本日提案をいたします議案4件につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、令和元年度一般会計歳入歳出決算認定でございます。歳入総額15億5,939万9,325円に対し、歳出総額は13億3,213万4,991円で、歳入歳出差引残額2億2,726万4,334円は全額翌年度に繰り越しいたしました。前年度と比較いたしますと、歳入につきましては49.7パーセントの減、歳出につきましては55.2パーセントの減となっております。

歳入の主なものは、佐倉市、酒々井町からの負担金及びごみ処理に係る手数料であります。歳出の主なものは、施設の維持管理等ごみ処理に要した費用及び職員人件費でございます。

議案第2号は、令和2年度一般会計補正予算第1号であります。今回の補正額は2億412万8,000円の追加補正で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億336万1,000円にいたそうとするものであります。

歳入の主なものにつきましては、令和元年度一般会計決算額の認定に伴い、執行残を令和2年度へ繰り越すため増額いたそうとするものでございます。歳出の主なものにつきましては、人件費補正、リサイクルセンタートイレ更新工事及び財政調整基金への積立による増額でございます。

議案第3号は、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。会計年度任用職員の任用に伴うサービスの宣誓の方法について、必要な規定を定めようとするものであります。

議案第4号は、専決処分の承認を求めることについてであります。令和2年3月23日に発生しましたごみ収集車とごみ投入扉の接触事故により、ごみ収集車の後部が破損したことから、損害賠償額の決定及び和解について専決処分したため、これを議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

以上、本日提案をいたしました議案について説明を申し上げました。何とぞご審議の上、ご採択くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（久野妙子） 事務局長より提案理由の補足説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（宮本和宏） 事務局長の宮本和宏でございます。どうぞよろしく申し上げます。失礼ですが着座にてご説明させていただきます。

それでは議案の補足説明をさせていただきます。議案第1号をお願いいたします。議案第1号、令和元年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。決算の主

な内容につきましてご説明をさせていただきます。

決算書の5ページをお願いいたします。佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

ページ中段の1款分担金及び負担金、1項負担金、1目組織市町負担金につきましては、構成市町の負担金でございまして、1節佐倉市負担金と、2節酒々井町負担金となっております。

佐倉市と酒々井町を合せました組織市町負担金の収入済額は7億6,180万6,000円でございます。内訳につきましては、備考欄に記載しておりますように、1節佐倉市負担金につきましては、事務事業費負担金として5億8,597万3,000円、建設事業費負担金として8,647万4,000円、佐倉市負担金の合計額は6億7,244万7,000円となっております。

2節酒々井町負担金につきましては、事務事業費負担金として7,907万4,000円、建設事業費負担金として1,028万5,000円、酒々井町負担金の合計は8,935万9,000円となっております。

次にページの一番下の2款使用料及び手数料、1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料をお願いいたします。こちらはごみ処理手数料でございまして、収入額は4億5,629万1,850円となっております。

6ページをお願いいたします。3款財産収入、1項財産運用収入、1目1節利子及び配当金4万328円につきましては、金融機関に預けております財政調整基金の預金利子でございます。

4款繰入金、1項1目1節基金繰入金をお願いいたします。これは財政調整基金より2,000万円繰り入れしたものでございます。

その下の5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、平成30年度決算より1億2,925万9,063円を繰り越したものでございます。

7ページをお願いいたします。6款諸収入でございます。こちらは1項預金利子と、2項雑入がございまして、1項1目預金利子、1節清掃組合預金利子につきましては、ごみ処理手数料を金融機関に預け入れた預金利子34円となっております。

2項1目1節雑入につきましては、収入済額が1億7,046万5,050円となっております。主な収入は、有価物売払い収入2,035万3,252円、混合カン売払収入2,479万5,451円、売却電力料金1億1,953万9,065円でございます。

8ページをお願いいたします。7款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、1節清掃費補助金につきましては、収入済額が2,153万7,000円となっております。内訳につきましては備考欄に記載してございますが、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金1,257万4,000円、災害等廃棄物処理事業費補助金896万3,000円でございます。

以上、歳入合計といたしましては、8ページの一番下に記載がございまして15億5,939万9,325円となっております。

続きまして、歳出のご説明をさせていただきます。11ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費につきましては、支出済額が23万2,440円となっております。こちらは組合議員5名の議員報酬など、議会運営に要した経費でございます。

ページが飛びまして15ページをお願いいたします。

2款総務費でございます。1項総務管理費よりご説明させていただきます。1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、支出済額1億3,715万2,100円となっております。備考欄をごらんください。1、一般管理費、経常につきましては、1億3,629万1,504円の支出済額となっております。内容といたしましては、特別職2名及び職員17名分の給料や共済費、役務費などでございます。

続きまして16ページ下段の2、一般管理費、臨時につきましては86万596円の支出済額となっております。支出の主なものは、事務用ノートパソコンやホームページ作成ソフト等を購入した経費となっております。

次にページの一番下段の2款総務費、2項1目監査委員費でございます。支出済額6万7,992円につきましては、監査委員2名分の報酬及び旅費でございます。

ページが飛びまして21ページをお願いいたします。3款衛生費でございます。1項清掃費につきましては、1目じん芥処理費、2目センター運営費となっております。

1目じん芥処理費よりご説明させていただきます。支出済額は10億2,211万2,985円となっております。備考欄をごらんください。1、じん芥処理費、経常9億7,133万5,412円は、主にごみの焼却処理、破碎処理及び埋め立て処分、焼却施設の維持補修等に要した経費でございます。需用費7,537万6,035円につきましては、光熱水費3,006万3,349円、医薬材料費3,346万8,020円が主なものでございます。

委託料5億9,039万3,567円の主な内訳をご説明いたします。ごみ焼却処理施設等管理業務委託料3億3,414万6,900円は、焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の運転管理、日常点検並びに最終処分場の管理等を委託した経費でございます。浸出液処理施設管理業務委託料966万8,736円は、最終処分場からの浸出液を処理する施設の運転管理、日常点検等を委託したものでございます。

21ページの下から5行目をお願いいたします。ビン再資源化処理業務委託料2,255万2,713円は、収集されたビンの選別回収業務及び再資源化処理業務を委託したものでございます。

22ページの上から2行目をお願いいたします。焼却灰収集運搬再生化処理業務委託料その2、1億4,469万1,623円は、ごみ焼却処理施設から排出された飛灰及びその飛灰を湿潤化したものを溶融処理施設へ運搬する業務及び溶融処理業務を委託したものでございます。

上から6行目の焼却残渣収集運搬処理業務委託料2,033万9,560円は、ごみ焼却処理施設から発生する残渣を最終処分場へ運搬する業務及び最終処分場に埋め立て処分する業務を委託したものでございます。

続きまして22ページ中段の工事請負費3億246万9,960円につきましては、施設の維持管理に伴う工事でございます。主なものをご説明いたしますと、焼却炉及び廃熱ボイラー等整備工事1億4,025万円は、焼却の炉耐火物打ち替え及び廃熱ボイラー等の整備を行ったものでございます。

工事請負費の下から10行目の新設焼却棟屋根本復旧工事をお願いいたします。こちらの1,452万円は、昨年の台風15号により破損した新設焼却棟の屋根の補修工事を行ったものでございます。屋根本復旧工事の2行下でございますが、非常用発電機統合整備工事をお願いいたします。こちらの2,530万円は、



既設棟の非常用発電機を撤去し、新設棟の非常用発電機より既設棟へも電力を供給できるように統合する工事を行ったものでございます。

23ページをお願いいたします。じん芥処理費、臨時5,077万7,573円の主なものについてご説明いたします。工事請負費、蒸気タービン静翼交換工事4,320万円は、蒸気タービン静翼交換、蒸気加減弁開放・点検等を行ったものでございます。

備品購入費、機械器具費757万7,283円は、4トンダンプ車1台等を購入した費用となっております。

その下の3款衛生費、1項清掃費、2目センター運営費をお願いいたします。支出済額は、経常、臨時を合わせまして383万2,619円となっております。こちらは、リサイクルセンターの運営に要した経費となっております。

27ページをお願いいたします。4款1項公債費でございます。こちらは、国からの借入金の償還金元金及び利子となっております。1目元金につきましては9,164万6,201円でございます。2目利子につきましては511万1,654円でございます。元利合計いたしますと支出済額は9,675万7,855円となっております。

次に31ページをお願いいたします。31ページでございます。5款諸支出金、1項基金費、1目財政調整基金費でございます。こちらは7,197万9,000円を財政調整基金へ積み立てていたものでございます。

35ページをお願いいたします。6款1項1目の予備費でございます。こちらについては、支出の方はございません。

以上、歳出合計といたしましては、36ページの一番下に記載がございますとおり13億3,213万4,991円となっております。

次に39ページをお願いします。こちらは実質収支に関する調書でございます。歳入総額は15億5,939万9,325円、歳出総額は13億3,213万4,991円、歳入歳出差引額は2億2,726万4,334円となっております。

41ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1 公有財産については、変動はございません。2 物品につきましては、貨物車1台増でございます。3 基金につきましては、財政調整基金でございます。前年度末の残高が4億6,975万8,000円、決算年度中の増減高は5,197万9,000円の増でございます。決算年度末の現在高は5億2,173万7,000円となっております。

なお、令和元年度の各事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果の説明書に記載のとおりでございます。議案第1号のご説明は以上のとおりでございます。

次に議案第2号をお願いいたします。令和2年度佐倉市、酒々井町清掃組合一般会計補正予算第1号でございます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億412万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億336万1,000円とするもの及び債務負担行為の補正を行おうとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。こちらは警備業務委託の債務負担行為の追加でございます。

次にページが飛びまして8 ページをお願いいたします。一般会計補正予算歳入歳出の明細につきましてご説明させていただきます。歳入でございます。2款1項手数料、1目衛生手数料、1節清掃手数料につきましては、事業系廃棄物の搬入量の減少が見込まれるため2,313万5,000円を減額補正いたそうとするものでございます。

5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金につきましては、令和元年度一般会計決算の繰越金を令和2年度一般会計予算の歳入とするため2億2,726万3,000円を増額補正いたそうとするものでございます。

10ページをお願いいたします。こちらは歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費につきましては63万4,000円を増額し、1億5,978万4,000円といたそうとするものでございます。これは、職員の昇給、昇格等に伴う人件費を増額いたそうとするものでございます。

12ページをお願いいたします。3款衛生費、1項清掃費、2目センター運営費につきましては、リサイクルセンターのトイレの更新工事、洋式化でございますが、こちらを行うため130万円を増額いたそうとするものでございます。

14ページをお願いいたします。5款諸支出金、1項基金費につきましては、前年度繰越金の二分の一以上となる2億219万4,000円を増額補正いたそうとするものでございます。

議案第2号のご説明は以上でございます。

続きまして議案第3号をお願いいたします。佐倉市、酒々井町清掃組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

この一部改正は、非常勤職員制度改革を目的とする地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されたことに伴いまして、新たに一般職非常勤の職として創設されました会計年度任用職員に係るサービスの宣誓の方法について必要な規定を定めようとするものでございます。

議案第3号のご説明は以上でございます。

次に議案第4号をお願いいたします。専決処分承認を求めることについてでございます。令和2年3月23日に酒々井リサイクルセンター既設棟におきまして、ピットへ可燃ごみを投入するため、ごみ収集車を後退させたところ、扉を閉める操作をしていないにもかかわらず突然ごみ投入扉が閉まったためごみ収集車の後部とごみ投入扉が接触し、ごみ収集車の後部が破損いたしました。地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項の規定に基づき損害賠償額の決定及び和解について、議決を頂かなければならないところではございますが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるため地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により専決処分と致した、こちらの事件について承認を求めるものでございます。

議案第4号のご説明は以上でございます。

以上、雑駁なご説明で大変恐縮ではございますが、議案の補足説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（久野妙子） これより議案第1号から議案第4号に対する質疑を行います。

議案ごとに行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑については一問一答にてお願いいたします。

議案第1号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第2号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第3号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。

議案第4号について質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、議案第1号から議案第4号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（久野妙子） 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(久野妙子) 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎発議案の上程

○議長(久野妙子) 日程第4、議案の上程を行います。

発議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

平野議員。

○4番(平野裕子) 議席4番、平野裕子でございます。

発議案第1号について案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

専決処分事項の指定について、上記の議案を別紙のとおり佐倉市、酒々井町清掃組合議会会議規則第13条の規定により提出します。令和2年10月19日。提出者は佐倉市、酒々井町清掃組合議会議員、山本英司議員、内海和雄議員、須藤伸次議員、そして私、平野裕子でございます。佐倉市、酒々井町清掃組合議会議長 久野妙子様。

酒々井リサイクル文化センターは、佐倉市と酒々井町のごみを処理するため、昭和62年4月からごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場等を備えた一般廃棄物総合処理施設として稼働しており、業者や住民などが車両でごみを搬入することが多数あります。令和元年度の実績で年間約7万台、そのうち約2万6,000台は住民の直接持ち込み等で当施設への来庁があり、また、年間約1,900人程度の見学者も来庁していることから、場内において組合所有の車両等との接触事故等が危惧される状況であります。

このような不測の事態における事故に対し、議会の議決を待つことなく、管理者の専決処分により損害を賠償若しくは和解等により対応を行うことは被害者等への迅速な対応と早急な事故処理を図る観点から望まれるものと思料するものであります。よって、地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第12号及び13号の規定により、本案を提案するものであります。

皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長(久野妙子) これより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 質疑はなしと認めます。質疑は終結いたします。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(久野妙子) 討論はなしと認めます。討論は終結いたします。

これより採決を行います。発議案第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（久野妙子） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（久野妙子） 以上をもちまして、令和2年10月佐倉市、酒々井町清掃組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 2時10分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 久 野 妙 子

署名議員 山 本 英 司

署名議員 平 野 裕 子